

令和6年6月28日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について

1 主旨

- (1) 区は、平成13年12月に世田谷区子ども条例(以下、「条例」という)を制定し、国連の子どもの権利条約に掲げる理念のもと、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子ども・若者、子育て施策を前進させてきた。しかしながら、区においても、未だ児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状がある。
- (2) 子ども・子育て会議から区に提出された「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書(令和5年3月)」の提言や、この間の区議会からの意見、こども基本法と東京都こども基本条例の施行、「こどもまんなか社会」の実現に向けた動向も踏まえ、令和5年9月に子ども・子育て会議に「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について」を諮問し、様々な手法で子ども・若者の声を聴き、その声をもとに、子ども・子育て会議と子ども・青少年協議会でも議論し、本年3月に答申を受け取った。
- (3) 子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ(社会における教育虐待をはじめ、競争的な社会において子どもたちのウェルビーイングが阻害されている状況)その結果、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題としてより明らかになった。
- (4) こうした課題は、保護者も含めた周囲の大人も、子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったことも影響しており、決して、周囲の大人だけの責任にしてはならず、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要がある。少子化という大人が多い現代において、これまでの子どもへの地域社会のかかわり方を変え、子どもも、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例の一部改正の骨子を以下のとおりまとめたので、報告する。

2 これまでの経過

令和4年5月～令和5年1月

子ども・子育て会議 子どもの権利部会での議論
（子ども条例と子ども施策の評価及び検証。全5回）

令和5年3月

子ども・子育て会議から、
「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を区へ提出

令和5年9月

子ども・子育て会議諮問
（「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について）

令和5年9月～令和6年2月

子ども・子育て会議子どもの権利部会及び子ども青少年協議会小委員会
（答申の議論。全7回）

令和6年3月

子ども・子育て会議答申

令和6年5月

子ども・若者施策推進特別委員会で条例骨子案を報告

令和6年6月～7月

子ども条例検討プロジェクトの開催
（中高生世代の子どもたちが全4回の検討会で条文を考える。）

3 条例骨子及び考え方

別紙1「世田谷区子ども条例の一部改正（骨子）」

4 条例に規定する「評価検証」の仕組みについて

別紙2「子どもの権利委員会」の設置について(案)」

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年	9月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例素案） パブリックコメント（条例素案） 子ども・若者の声ポストによる意見募集
	10月	条例に関するシンポジウム
令和7年	2月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例案） 第1回定例会（条例案の提案）
	4月	条例施行

世田谷区子ども条例の一部改正(骨子)

1. 条例名称

「世田谷区子どもの権利条例」

(考え方)

- ・子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の「子ども条例」に「権利」という文言を追加した名称に変更する。
- ・条文については全面的に改正する。

2. 条文

前文

全面改正

(考え方)

- ・「国連の子どもの権利条約に則り」といった総則的な文言を記載し、「子どもは、うまれながらにして、今を生きる権利の主体であること」を規定する。
- ・現行の条例では「大人側から見た一方的な子どもへの期待」と読める内容の記載があるため、区と大人の責務、決意表明と読める部分と、子ども・若者の声を反映した部分をあわせた記載内容に改める。

第1章 総則

- (1) 条例制定の理由
- (2) 「子ども」の定義
- (3) 条例の目標

(考え方)

- ・現行の条例では、目標の主語が大人になっている。子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人ひとりがすでに権利をたくさん持っていることを示す必要があるため、これまでの記載に加えて条約や法令に則り、子どもの権利を尊重する文化および社会をつくることを明記する。
- ・現行の条例では、条例全体を通じて通用される文言の定義づけがなされておらず、疑義が生じかねないことから、改正を機に条文内で使用される様々な主体を定義する。「子ども」の定義を一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、「子ども」を、(1) まだ18歳になっていないすべての者、(2) 条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者と規定する。
- ・子ども目線で条例の目標を記載する。

第2章 子どもの権利 **新設**

- (1) 子どもの権利条約の一般原則
 - 差別の禁止(子どもの権利条約第2条)
 - 子どもの最善の利益(同第3条)
 - 生命への権利、生存・発達確保(同第6条)
 - 子どもの意見の尊重(同第12条)
- (2) 子どもの権利カタログ

(考え方)

- ・ 現行の条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な規定はないが、子どもや若者たちの声を聴く中で、様々な子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになったため、条約に規定する権利を引用し、区の子どもたちにとって基本となる権利を明記する。
- ・ 子どもを踏まえ、子どもの権利を「権利カタログ」としてまとめ、各条文に個別に規定していく。

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり **新設**

- (1) 保護者の役割
- (2) 学校、子どもに関わる施設及び団体の責務
- (3) 区民及び団体の役割
- (4) 区の責務
- (5) 子どもにやさしいまちづくり

(考え方)

- ・ 現行の条例で第1章「総則」に規定されている「保護者の務め(第4条)」、「学校の務め(第5条)」、「区民の務め(第6条)」、「事業者の務め(第7条)」、「区の務め(第8条)」について、第2章等に規定されている子どもの権利に照らし合わせ本章で示す。

第4章 基本となる政策

- (1) 子どもの参加と意見の尊重
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) いじめや虐待、貧困、差別等の予防と救済
- (4) 健康と環境づくり
- (5) 子どもの権利学習の支援
- (6) 子育て支援ネットワークの形成
- (7) 人材育成
- (8) 広報・普及啓発

(考え方)

- ・ 現行の条例で、第2章「基本となる政策」に規定されている、「健康と環境づくり(第9条)」、「場の確保など(第10条)」、「子どもの参加(第11条)」、「虐待の禁止など(第12条)」、「いじめへの対応(第13条)」、「子育てへの支援(第14条)」について引き続き本章で示す。
- ・ 「場の確保」、「子どもの参加」に関しては、子どもの権利を実現するための基本となる政策を示しているが、現在においてはさらに広がっていると考えられるため、「子どもの居場所づくり」、「子ども参加と意見の尊重」と整理していく。
- ・ 未然に児童虐待が起こらない地域社会を構築するという意味を込めて、いじめや貧困、ヤングケアラーなど社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たにまとめていく。

第5章 子どもの権利擁護

(1) 子どもの権利擁護機関

(考え方)

- ・ 現行の条例では、第3章「子どもの人権擁護」として子どもの人権擁護委員について規定されているが、章の順番を変更する。
- ・ 「子どもの権利」には、大人と同じ「人権 = 人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため現行の条例第3章の名称「子どもの人権擁護」という言葉についても、「子どもの権利擁護」という言葉に改める。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証

- (1) 推進計画
- (2) 推進体制
- (3) 評価検証

(考え方)

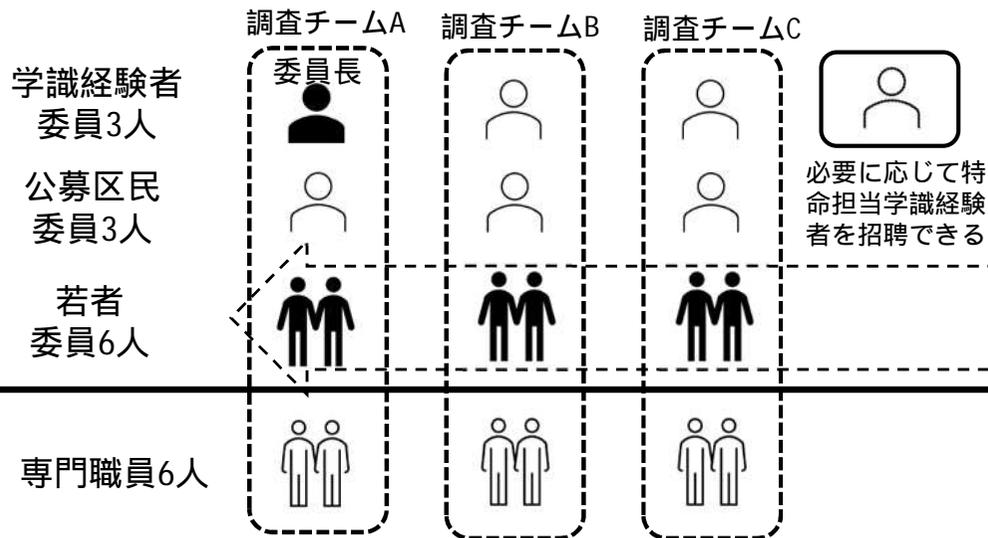
- ・ 現行の条例では、第4章「推進計画と評価」、第5章「推進体制など」という構成になっているが、関連性が高いため条例改正を機に内容を整理し、ひとつの章にまとめる。
- ・ 「評価検証」には、区の政策、施策を熟知した専門性と、独立性の担保が求められるため、既存の区の機関ではなく新たに第三者機関を立ち上げて実施する必要がある。
- ・ 第三者機関は、区の施策、事業を利用する子どもたちへのヒアリング調査等に基づく、子どもの権利保障状況の評価・検証・政策提言の実施のほか、その結果周知など、広報・啓発機能を担うことを想定している。

第三者機関「子どもの権利委員会」の設置について(案)

New 子どもの権利委員会

「子どもの権利」の保障に向けた、区の施策の評価検証機能
「子どもの権利」に関する普及啓発・教育機能

- (1) 定例会の開催(月に1回程度)
 具体的には、調査テーマの決定、ヒアリング調査結果に基づく評価・検証、政策提言書の作成等について議論する。
- (2) ヒアリング調査の実施(1チーム年1回以上実施)
 ヒアリング調査は、人権教育とセットで行う。学識経験者・公募区民委員各1人と若者2人のチーム単位で実施する。区の専門職員もチームに同行し、必要なサポートを行う。
- (3) 政策提言書の作成(2年に1回)
 評価検証結果や政策提言をまとめ、区長に報告する。



New
課題共有会議
 各会議体の代表が集まり、課題を共有する。(年2回)

計画の進行及び評価の視点
 オブザーバーとして参加

個別救済の視点

せたホッと
 「子どもの権利」の個別救済機能
 「子どもの権利」に関する普及啓発・教育機能

児童福祉審議会

社会的養護など児童福祉に関する専門的事項の評価の視点

New 子ども・若者・子育て会議

子ども・子育て会議
 子ども・青少年協議会

New 子ども・若者が参加参画し意見表明する会

子ども・若者が参加参画し区政に意見を反映する会議を設置
 子ども・若者が提起した課題や、区が提起した課題について若者目線で議論し、区へ提言を行う。



年間を通じて、子どもが歩いて行ける身近な場に
 参加参画と意見表明の機会を設置

児童館
 子ども会議をはじめとした、各館独自の取組み

青少年交流センター
 子ども・青少年会議

事務局職員3人(子ども・若者支援課)
 子どもの権利委員会の事務調整
 広報・普及啓発事業の企画・運営
 条例パンフレット作成、「子どもの権利の日」など